

第1章 戦略的大学連携支援事業の概要、成果

第1節 事業の概要

1. 背景・目的

地方分権時代に入って、地域社会の全てのセクターが公共的活動に関わり社会的役割を果たす協働型社会の実現が求められているが、産官学民のセクターを横断する活動を担う人材のあり方と育成については、これまでほとんど体系的な検討と制度整備は行われていない。一方で、国は公共政策専門職大学院の整備を進めており、近年の公共政策系専門職大学院の相次ぐ開設と相俟って、公共政策の専門職の育成における人材の質保証とその社会的活用に関する制度整備が緊急の社会的課題となっている。

協働型社会において地域の公共的活動をセクターの壁を越えて担う人材を私たちは「地域公共人材」と呼ぶこととするが、その教育・研修システムは、諸外国における事例を見ても、個々の自治体や大学等の限界性を超えて、国または一定の広域的な地域における社会的制度として展開されなければその有効性の担保は非常に困難と考えられる。全ての社会的資源が公共的活動に関わる現代社会において、各セクターの活動に共通する公共的要素に対応可能な人材の育成と活用を社会的制度として定着させるためには、新たな教育・研修システムの整備と、それに連動する人材の活用を促進する制度の創設が必要である。

龍谷大学地域人材・公共政策開発システムオープン・リサーチ・センター（Local Human Resources and Public Policy Development System Open Research centre, Ryukoku University 以下「LORC」という）では、2003年度から5年間、京都府内における地域公共人材開発のための教育・研修システムの構築に関する研究が精力的に展開されたが、その研究成果の一つとして、京都府内の産官学民による地域公共人材育成のための教育・研修プログラムの開発と質保証及びそれに基づく地域資格認定システムの制度化に関する具体的な提言が取りまとめられた。

LORC の研究成果を受ける形で、教育・研修プログラムの質保証とそれに基づく地域資格認定制度の運用を担う地域の機関として、京都府内の主要な大学・自治体・NPO・経済団体によって構成される「一般財団法人地域公共人材開発機構」が設立された。その業務は、①公共人材育成のための教育・研修プログラムの質保証に関する調査・研究・検証、②地域公共人材育成にかかる公共政策系教育・研修プログラムの社会的な認証、③教育・研修プログラム修了者に対する地域資格認定制度の運用、④産官学民による協働型政策形成研修などの実施、の4つとされている。

その一方で、京都府内の教育・研修機関における教育・研修プログラムの開発については、共同開発の重要性が認識されているものの、財政的な対応が難しいため現状では、龍

谷大学法学研究科が平成 19 年度に大学院教育改革支援プログラム（大学院 GP）の指定を受けて NPO・地方行政研究コースで実施している単独のカリキュラム開発など、各大学がそれぞれに展開している取り組みに限定されざるを得ない状況にあり、本格的な共同開発が待たれているところである。

そうした状況を踏まえ、本事業は、地域公共人材開発の全京都市的な展開のために、京都府内の公共政策系大学・大学院、ならびに地域公共人材に関わる自治体、経済団体、NPO 等、産官学民の連携によって、各大学・大学院・機関が有する公共政策教育・研修に関するノウハウ・資源等を共有し、それを踏まえて、公共政策教育・研修プログラムの高度化に向けたカリキュラムや教材、履修証明制度を活用した地域資格制度等を幅広く共同開発するものである。本事業の成果は、これまで研究連携を実施してきた諸大学・諸機関で共有され、それを土台に地域社会における高度な教育・研修ネットワークの形成につなげていく。さらに、産官学民のセクターを横断する活動を担うことができる地域公共人材を育成し、セクター横断型の人事交流と人材の最適配置を促すことで、活力のある地域社会が現出することを目指す。

2. 取り組みの内容

本事業における具体的取り組み内容は以下に掲げる事業を予定している。

① 地域公共人材育成のための教育プログラムの開発

これからの協働型社会と京都を担う地域公共人材の像を検討しつつ、学部ならびに大学院における地域公共人材育成に必要な教育について、各大学が共通して持つべき科目と独自に持つ科目、連携して提供する科目の検討を進める。教科内容やカリキュラムも含めて、協力連携関係にある自治体、経済団体、NPO 等とともに開発を進める。

② 地域公共人材育成のための研修プログラムの開発

協働型社会を担う人材へのリカレント教育、キャリアアップ教育について、大学院における必要な教育の内容について共同して開発する。協力連携関係にある自治体、経済団体、NPO 等と協力して、大学の外にある各種の研修プログラムと大学院教育との有機的で効果的な連携について社会実験を進める。

③ 地域資格付与にかかわる教育・研修プログラムの質の確保

教育・研修プログラムの質を確保するためにいかなる手だてが必要かについて、地域資格の付与に関わるカリキュラムの体系化、京都府内の大学・大学院が連携して実施する方法、共通教材の作成などを含めて検討する。

④ 履修証明制度（certification）の確立とその積極的活用法の検討

履修証明制度（certification）は欧米で発達してきたが、日本においても履修証明制度

創設に関する法律が2007年に成立した。人材の流動化と社会的対応力の強化への対応をめざすリカレント教育、キャリアアップ教育に大学院教育が積極的に貢献するために、履修証明制度について共同して検討し、京都府内の公共政策系の大学院教育に導入を促す。またその積極的活用法について、協力関係にある大学コンソーシアム京都、自治体、経済団体、NPO等と検討を進める。

2008年度は、研究期間が約半年であることから、主として教育・研修プログラム開発に必要な基礎的データの集約と海外先進地域の調査を実施した。具体的には、まず、京都府内の大学・研修機関の協力の下に、公共政策に関わる教育・研修プログラムの内容とそれぞれの教育・研修プログラムの実施状況に関するデータを集約した。また海外先進地域における公共政策に関わる教育・研修プログラムの実施状況とその質保証および資格認定システムについて、制度の実態と運用に関する調査を実施した。

第2節 事業の体制

本事業の実施体制としては、参加大学・機関・団体によって構成される幹事会、運営協議会を設置し、協議会の円滑な運営のために事務局オフィスを開設、事務局内に連携事業の運営に必要な博士研究員（PD）やリサーチ・アシスタント（RA）ならびに事務職員などの人材を配置している。また必要に応じて地域社会の公共活動に関わる関連団体・機関の参加を要請して運営協議会に専門部会を設置する予定である。

1. 参加大学

龍谷大学（代表校）、京都府立大学、京都橘大学、同志社大学、佛教大学、立命館大学、京都大学（※）

（※）・・・ オブザーバーとして参加。

2. 参加機関・団体

京都府、京都市、（財）京都府市町村振興協会、特定非営利活動法人きょうと NPO センター、（財）大学コンソーシアム京都、（財）京都市景観・まちづくりセンター、京都商工会議所、（社）京都経済同友会

3. 幹事会メンバー（以下、順不同、敬称略）

白石 克孝	龍谷大学法学部教授
石田 徹	龍谷大学法学部教授
新川 達郎	同志社大学大学院総合政策科学研究科教授
関谷 龍子	佛教大学社会学部講師
見上 崇洋（※）	立命館大学政策科学部教授

4. 運営協議会メンバー

富野 暉一郎（代表）	龍谷大学法学部教授
白石 克孝	龍谷大学法学部教授
石田 徹	龍谷大学法学部教授
小沢 修司	京都府立大学公共政策学部教授
小暮 宣雄	京都橘大学現代ビジネス学部教授
新川 達郎	同志社大学大学院総合政策科学研究科教授

関谷 龍子	佛教大学社会学部講師
高田 光雄 (※)	京都大学大学院工学研究科教授
見上 崇洋 (※)	立命館大学政策科学部教授
前川 二郎	京都府人事室参事
尾本 恵一	京都市人事委員会事務局任用課長
酒井 教昭	京都市総合企画局政策推進室主任
藤井 敏久	(財)京都市町村振興協会業務課課長補佐
深尾 昌峰	特定非営利活動法人きょうと NPO センター常任理事・事務局長
山本 恵果	(財)大学コンソーシアム京都主幹
福島 貞道	(財)京都市景観・まちづくりセンター専務理事・事務局長
山下 徹朗	京都商工会議所理事・事務局長
圓山 建造	(社)京都経済同友会事務局次長

5. 研究スタッフ

平岡 俊一	博士研究員
村上 佳世	リサーチ・アシスタント

6. 事務スタッフ

東澤 雄二	龍谷大学教学部次長
田村 瞳	龍谷大学教学部
八木 愛	龍谷大学教学部

(※)・・・オブザーバーとして参加

第3節 事業の執行体制の整備及び事業の成果

1. 事業の全体枠組みの調整

平成20年度は事業の採択決定が8月と大幅に遅れた結果、事業の実施期間が約6か月と大幅に短縮され、さらに補助金の決定額が申請額に対して約24%減額となったために、事業の初期においては、予定した事業の再調整と短期での完遂のための事業の圧縮作業が、多数の大学が参加する大学間の連携事業という性格上非常に困難であった。精力的な調整の結果、主要事業のうち、(i)海外調査、(ii)RA雇用、及び(iii)ホームページ作成業務委託、が大きな影響を被ることとなったが、全体としては概ね所期の目的を達成することができた。

具体的には、(i)海外調査は、欧米を対象とする3事業を米国1事業と英国及び欧州1事業に縮小して減額した結果、欧州の事情については短縮された現地調査を翌年度以降の情報収集で補足することとした。また、(ii)RAの雇用については当初予定の2名を1名に縮小したが、事業の再編成と大学院生のアルバイト雇用等によって事業の執行体制を整備した。また、(iii)ホームページ作成業務については、事業予算の縮小によって委託が不可能となり、翌年度に繰り越すこととなった。

2. 事業の執行体制の整備

(1) 連携オフィスの設置

本事業の参加大学及び関連団体間の緊密で実質的な連携の実現のため、連携オフィスは幹事校の龍谷大学に置かず、各大学・関係機関のすべてにとってアクセスが最適な京都駅直近に新たに設置した。連携オフィスにはPD、RA及び事務嘱託職員が常駐し、調査研究にかかる研究と事務の機能をサポートするとともに、会議スペース、資料棚、各大学の専用棚および研究者用OAデスク等を整備した。この結果、京都市内に各大学の連携拠点が新たに生まれ、関係者が日常的に連携オフィスを利用して研究交流や情報交換を行うなど、研究プロジェクトを効率的に推進する体制が確立しただけでなく、大学や各機関の壁を越えた連携が進み、当初予定されていなかった合宿形式の討論の場の企画が提案され、21年度の実施が予定されるなど、予想以上の効果も出ている。

(2) 研究連携運営体制の整備

本研究プロジェクトでは、大学間の連携協力による地域公共人材の育成のための公共政策系教育・研修プログラムの在り方を広く地域社会の諸機関・団体との連携によって明確にし、その理念の下に新たな公共政策系の教育研修プログラムを開発するとともに、そのプログラムが地域資格と連動して、開発されたプログラムの修了者が地域社会において積

極的に受け入れられ、社会を変革・活性化することが期待されている。したがって、本研究プロジェクトにおける研究の運営体制は、その目的に沿って整備されなくてはならない。具体的には、(i)地域公共人材育成に係る学位・プログラム・カリキュラムの共同開発及び開発されたプログラム等を活用した大学間連携事業の構築、(ii)共同開発したプログラムの各大学における活用と各大学独自のプログラム等の開発による個々の大学の教学改革（キャリア開発を含む）、(iii)地域公共人材の育成にかかる教育・研修システム改革と人材の社会的受容と活用に向けた地域社会全体としての理解の促進など、通常の研究とは異なる、いわゆる大学間及び地域社会との戦略的な連携が確保される運営体制が求められていた。

この要求に応えるために、本事業では運営面で以下の対応を行っている。(i)全参加校を構成員とする連絡調整機関として運営協議会を設置し、プロジェクトの執行及び運営に関する基本的な事項を協議した（20年度は2回開催）。(ii)運営協議会の下に参加校の半数程度が出席する幹事会を設置し日常的な執行及び協議を行った（概ね毎月開催）。(iii)参加校の事務レベルの情報交換と調整のための事務連絡会議を開催した（20年度1回開催）。(iv)参加校以外の大学については運営体制にオブザーバー参加とし、実質上京都府内の公共政策系教育プログラムを持つ大学のほとんどが本事業に関与することとなった。(v)正式な関連団体以外に、当初からの参加に至らなかった関連機関についても運営へのオブザーバー参加とし、情報の共有と社会的合意形成を図る枠組みを整備した。

以上により、構想調書における想定を超えて、京都府内の公共政策系大学及び地方自治体、商工団体及び市民団体を包含する幅広い事業執行と運営の体制が確立し、21年度の事業が順調に推進される結果となった。

3. 平成 20 年度事業の全体進捗状況

本事業の初年度の事業計画の実施状況については個別の報告に詳述するが、全体としては構想調書に記載された事項はすべて順調に実施された。特に、(i)大学間連携プログラムに関する基礎調査は日程調整等の期間が短かったために結果的に年度末に集中することとなったが多数の大学・機関を対象とする訪問調査が実施でき、多様な形態と事例の収集ができた。(ii)基礎調査のとりまとめについては、オフィスにおいてPD、RA及び専任の嘱託職員を中心に、全国の大学の現状、教育プログラムの認証評価に関する分析ととりまとめが実施され、21年度以降の研究の基礎資料が整備された。(iii)海外調査については、先に述べたとおり予算の圧縮と準備期間の短縮の影響を受けたため、米国の公共政策系教育に関する認証評価のシステムの現状と事例の収集については予定通り実施することができたが、英国における職能フレームの調査とEUにおける職能フレームのEU基準の策定状況の調査については、2件の調査を短縮して1本化したために予定した調査が十分できなかった。この件については、21年度中に補足の調査を実施して情報を補完することとしている。(iv)地域資格認定制度に関する研究委託については、英国で地域資格の運用が発達しているた

め、英国在住の研究者に制度の概要と分析の調査を委託し報告書が提出されている。この報告書については、21年度に若干編集作業を行った上でブックレットにとりまとめ、出版する予定である。(v)各大学におけるFD検討準備委員会については、最低限1回分については、特色のある教育プログラム等について連携校を対象に公開FDを実施し、相互の情報共有と学びあいを行った。この公開FDは連携校の相互理解の促進と各大学の教学の特色の把握に非常に効果的であり、21年度に実施を予定している合宿においても活用することになっている。

また本プロジェクトの成果を社会的な制度として定着させる受け皿となる一般財団法人地域公共人材開発機構が設立されたことに伴い、同機構との連携事業として、地域公共人材の育成システムに関するシンポジウムを同財団と共催して実施した。

以上の通り、20年度における事業は、おおむね想定されていた以上の進捗状況となっている。

4. 事業の成果

本事業の20年度における目に見える成果は、基本的には基礎的調査のとりまとめと委託研究の報告書となっている。具体的には、(i)公共政策系大学院を中心とするヒアリング調査の分析のとりまとめ、(ii)海外調査2件の分析およびとりまとめ、(iii)全国の公共政策系大学院に関する一覧データ、(iv)英国の地域資格認定制度に関する調査報告書、(v)地域公共人材の育成にかかるシンポジウム報告、であり、その概要は本報告書にまとめられているとおりである。

ただ本プロジェクトの本年度における最大の成果は、むしろ目には見えないが、プロジェクトの運営を通じて醸成された公共政策系各大学間の信頼感と連帯意識である。これまで個別の大学間連携や教員の個人レベルの連携協力が主たる大学間連携であった状況が、半年余りの本プロジェクトの実施によって、大学間のフォーマルな連携と信頼関係に踏み込む可能性の一端が見られるようになったことは、今後の京都における大学間連携に大きな影響を与えることを期待させるものである。21年度以降の事業展開においてこの方向がより確実なものとなるよう、事業の推進と運営に鋭意努力したい。

